

平成29年1月10日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

地域の実情に応じて運用できる
「民泊」の法制化を求める要請

現在、国においては、観光立国の推進や地方創生の観点から、民泊の新たな法制化が検討されています。

都市部においても、地域の活性化や経済効果が期待される一方で、想定される家主不在型の民泊に、地方創生型の民泊のルールを画一的に適用することは、地域社会に混乱が生じるのではないかと懸念されます。

このため、特別区が各区の特色を生かした「適切なルールづくり」を行い、地域社会の持続可能な発展と区民の安全で平穏な生活環境を調和させていくことが重要であると考えています。

このような状況の中、特別区として、地域の実情に応じて柔軟に運用できる民泊の法制化について、下記のとおり要請します。

記

「民泊」制度の法制化に当たっては、自治体が地域社会の必要性や特色に応じた条例制定等を行えるようにし、地域独自のルールと体制の構築が可能となるようにすること。

平成29年1月10日

国土交通大臣

石井 啓一 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

地域の実情に応じて運用できる
「民泊」の法制化を求める要請

現在、国においては、観光立国の推進や地方創生の観点から、民泊の新たな法制化が検討されています。

都市部においても、地域の活性化や経済効果が期待される一方で、想定される家主不在型の民泊に、地方創生型の民泊のルールを画一的に適用することは、地域社会に混乱が生じるのではないかと懸念されます。

このため、特別区が各区の特色を生かした「適切なルールづくり」を行い、地域社会の持続可能な発展と区民の安全で平穏な生活環境を調和させていくことが重要であると考えています。

このような状況の中、特別区として、地域の実情に応じて柔軟に運用できる民泊の法制化について、下記のとおり要請します。

記

「民泊」制度の法制化に当たっては、自治体が地域社会の必要性や特色に応じた条例制定等を行えるようにし、地域独自のルールと体制の構築が可能となるようにすること。

平成29年1月11日

内閣府特命担当大臣

山本 幸三 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

地域の実情に応じて運用できる
「民泊」の法制化を求める要請

現在、国においては、観光立国の推進や地方創生の観点から、民泊の新たな法制化が検討されています。

都市部においても、地域の活性化や経済効果が期待される一方で、想定される家主不在型の民泊に、地方創生型の民泊のルールを画一的に適用することは、地域社会に混乱が生じるのではないかと懸念されます。

このため、特別区が各区の特色を生かした「適切なルールづくり」を行い、地域社会の持続可能な発展と区民の安全で平穏な生活環境を調和させていくことが重要であると考えています。

このような状況の中、特別区として、地域の実情に応じて柔軟に運用できる民泊の法制化について、下記のとおり要請します。

記

「民泊」制度の法制化に当たっては、自治体が地域社会の必要性や特色に応じた条例制定等を行えるようにし、地域独自のルールと体制の構築が可能となるようにすること。